

# 昭和31年夏期農業基本調査迫る

県では来る8月1日を期して県下一斉に昭和31年夏期農業基本調査を実施することになっています。この調査は毎年冬期、夏期の2つに分けて実施するもので、本県における農業政策樹立のための重要な資料を作成するものであります。調査企画課ではすでに調査用紙や調査要綱などの印刷を完了し、7月25日頃までに各支庁、市町村を通じて用紙の配付および調査員の指導・事務打合せ等を行って調査の万全を期しております。市町村関係者および調査員の皆様の御協力を心から願います。

## 1. 調査の目的

この調査は茨城県農業基本調査規則（昭和28年茨城県規則第58条）第2条の規定に基づき、農業の実態を調査し行政施策の基礎資料を作成するため市町村の協力のもとに実施する。

## 2. 調査の時期

昭和31年8月1日現在によって行う。

## 3. 調査の範囲

調査の時期に現存する次の農業事業体につき実施する。

### (一) 全部調査

1. 農業事業体（農家及び学校、会社、協同組合、試験場その他共同経営等）全般にわたって行う。
2. 農業事業体の最低規模は経営耕地面積5畝以上とする。

### (二) 一部調査

経営耕地面積5畝以上の農家（その他の農業事業体は除く）をいし抽出する。

## 4. 調査事項

### (一) 全部調査

1. 世帯主（管理者）の氏名
2. 専業兼業別農家数
3. 世帯員の数
4. 経営土地の面積
5. 田畑増減面積
6. 採草地面積
7. 農業収入源別農家数
8. 夏作物の作付面積

## 9. 果樹種類別面積

### (二) 一部調査

1. 経営土地の面積
2. 夏作物の作付面積（水稻、陸稻、大豆、甘藷）
3. 品種別作付面積（水稻、陸稻、大豆、甘藷）

## 5. 調査の機関

1. 市町村長は、知事の指揮を受けて、その区域内の調査を執行する。
2. 市町村長は、調査を執行するために、調査員を調査の担当者としてこれが指揮にあたる。

## 6. 調査及び集計方法

1. 調査員は、市町村長の指揮を受け担当区域内の農業事業体の世帯主（管理者）に調査票を配付するとともに記入を依頼する。但し、一部調査にあつては、調査員の面接による聞取調査を実施するものとする。
2. 調査員は、調査が終了したならば、調査票に調査もれや誤記がないことを確かめた後、農業事業体名簿の順に調査票を整理し8月5日までに市町村長に提出する。
3. 市町村長は、調査員から提出された調査票を審査し、不備の点は調査員に再調査させ、調査票が完全になつたならば市町村結果表の作成にあたる。
4. 集計の方法は結果表作成要領によること。

## 7. 調査票及び結果表の提出

1. 市町村長は、市町村結果表3部を作成し2部を調査票とともに8月25日（一部調査にありては9月5日）までに支庁長に提出する。
2. 支庁長は、市町村から提出されたる結果表を審査し不備の点は市町村長にただし、市町村結果表が完全になつたならば郡結果表を作成し、市町村結果表一部を支庁に保管し、一部を調査票及び郡結果表とともに9月5日（一部調査にありては9月15日）までに知事に提出する。

## 8. 結果の公表

県において内容を審査し、集計完了後すみやかに公表する。

# 最近における自作地の売買価格

農地部農地課調

自作農維持創設資金、特に農地購入のための資金の融通は、農地価格を吊り上げる誘因の一つになっているのではないかということが、最近、問題にされるようになってきた。

それは、昨年実施されたこの制度の第1年度の実績から見て、農地の購入資金が、全国的には、認定総額の35%（うち、自作地購入16%小作購入地19%）を占め、1件の金額が反当10万円をこえる事案も散見されるからであると思われる。

特に、本県の場合は、総体の50%（自作地購入20%、小作地購入30%）という数字を示しているの、早急に何らかの回答を求め、必要であれば適当な抑制措置、たとえば、反当貸付限度をその地方の平均取引価格とするようなことを購じなければならぬと考え、農業委員会を通じて、売買価格の事例調査を実施した。

また、本年4月、各支庁で開かれた安定計画実施簿記帳指導のための農業委員会職員講習会等において、この問題を呈示したところ、観念的なは握としては「一部にはそのようなことも考えられないわけではないが、融資の絶対額が農家の希望する資金需要に比べて極めて少量であり、農村の経済事情を動かす程のアクションにはなり得ない」というのが、大部分の回答であった。

ともあれ、何らかの資料にもとずいて、一応、実証的(?)な解釈を下さなければならぬので、前述照会の回答を中心に、昭和28年8月、調整係において、同一要領で調査したときの資料及び昨年度認定した自作地購入資金に関する安定計画書の数字等を比較して若干の考察を試みた。

なお、調査の企画に手落ちがあつたため、小作地購入資金には、ふれなかつたので、これは他日に譲りたい。

## I 適格認定

昭和30年度の本県の割当目標は、6,600万円であるが目標の20%増認定の中央の指示にもとずき認定した実績は次のとおりである。

第1表 昭和30年度貸付適格認定状況

| 区 分   | 水 戸 支 庁      |             | 土 浦 支 庁      |             | 下 館 支 庁      |             | 合 計                |                       |
|-------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------------|-----------------------|
|       | 件            | 金 額<br>(千円) | 件            | 金 額<br>(千円) | 件            | 金 額<br>(千円) | 件                  | 金 額<br>(千円)           |
| 自作地資金 | 57           | 6,865       | 62           | 9,695       | 26           | 3,005       | (%)<br>145<br>(20) | (%)<br>17,565<br>(20) |
| 小作地資金 | 94           | 10,280      | 86           | 9,506       | 39           | 4,240       | 219<br>(30)        | 24,026<br>(30)        |
| 相続資金  | 7            | 690         | 3            | 430         | 2            | 361         | 12<br>(1.7)        | 1,481<br>(2)          |
| 維持資金  | 159          | 17,040      | 133          | 16,195      | 56           | 6,259       | 348<br>(48)        | 39,494<br>(48)        |
| 合 計   | 317<br>(45%) | 34,875      | 284<br>(40%) | 33,826      | 123<br>(15%) | 13,865      | 724<br>(100)       | 82,566<br>(100)       |

認定後虚偽の申請発見により認定取消をしたもの等は修正をしていない。

## II 郡市別平均農地価格

昭和31年2月1日現在で、農業委員会から報告を求めた過去おおむね1ヶ年間の自作地の売買事例による農地価格は次表のとおりである。

第2表

(単位千円)

| 区 分   | 田   |     |     | 畑   |     |     |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       | 高 値 | 普 通 | 安 値 | 高 値 | 普 通 | 安 値 |
| 市 平 均 | 120 | 78  | 51  | 114 | 68  | 42  |
| 東 //  | 148 | 96  | 65  | 92  | 55  | 40  |
| 西 //  | 147 | 92  | 71  | 95  | 64  | 42  |
| 那 //  | 146 | 105 | 70  | 122 | 80  | 48  |
| 久 //  | 148 | 99  | 51  | 112 | 71  | 37  |
| 多 //  | 119 | 81  | 48  | 115 | 56  | 30  |
| 鹿 //  | 105 | 77  | 50  | 77  | 47  | 30  |
| 行 //  | 128 | 93  | 59  | 81  | 51  | 32  |
| 稻 //  | 100 | 69  | 40  | 73  | 50  | 30  |
| 新 //  | 110 | 77  | 55  | 90  | 60  | 40  |
| 筑 //  | 130 | 100 | 70  | 93  | 67  | 43  |
| 真 //  | 125 | 97  | 67  | 88  | 67  | 46  |
| 結 //  | 117 | 77  | 60  | 100 | 57  | 33  |
| 猿 //  | 120 | 80  | 40  | 100 | 70  | 30  |
| 北 //  | 70  | 40  | 4   | 80  | 30  | 3   |
| 総 平 均 | 127 | 87  | 56  | 101 | 63  | 38  |

## III 農地価格の騰貴率

第3表

| 区 分   | 田 (普通価格) |          |     | 畑 (普通価格) |        |     |
|-------|----------|----------|-----|----------|--------|-----|
|       | 28.8.1   | 31.2.1   | 指 数 | 28.8.1   | 31.2.1 | 指 数 |
| 市 平 均 | 千円<br>63 | 千円<br>78 | 124 | 47       | 68     | 144 |
| 東、//  | 52       | 96       | 184 | 32       | 65     | 203 |
| 西、//  | 56       | 92       | 154 | 44       | 64     | 145 |
| 那、//  | 48       | 105      | 218 | 36       | 80     | 222 |
| 久、//  | 65       | 99       | 152 | 53       | 71     | 134 |
| 多、//  | 50       | 81       | 162 | 33       | 56     | 170 |
| 鹿、//  | 41       | 77       | 188 | 25       | 47     | 188 |
| 行、//  | 46       | 93       | 202 | 27       | 51     | 189 |
| 稻、//  | 30       | 69       | 230 | 22       | 50     | 227 |
| 新、//  | 56       | 77       | 147 | 37       | 60     | 162 |
| 筑、//  | 56       | 100      | 178 | 39       | 67     | 172 |
| 真、//  | 49       | 97       | 198 | 37       | 67     | 181 |
| 結、//  | 46       | 77       | 167 | 39       | 57     | 146 |
| 猿、//  | 40       | 80       | 200 | 39       | 70     | 180 |
| 北、//  | 30       | 40       | 133 | 23       | 30     | 130 |
| 県 平 均 | 48.5     | 87       | 180 | 35.5     | 63     | 175 |

指数は28.8.1を100とする。

第2表と同一要領によって調査した昭和28年8月1日の農地価格を100として普通平均を比較すると、田は80%、畑は75%の騰貴が見られる。

これを同期の農村物価資金調査(総務部調査企画課)と比較すると、一般物価に比べ農地が異状な騰貴率を示していることがわかる。この騰貴は、自作農維持創設資金制度の実施前から見られることで、基地問題等からする土地の観念的な評価、宅地目的の売買等に影響されたものと見るべきであろう。

農村物価の比較

| 区 分                                    | 28.8.1 | 31.2.1 |
|--|--------|--------|
| 農家生産物販売価格指数<br>(粳米外38品目単位当平均価格の単純算術平均) | 100    | 97     |
| 農家購入品購入価格指数<br>(硫安外43品目単位当平均価格の単純算術平均) | 100    | 85     |

IV 自作地資金により購入した農地

自作地購入を目的とした申請(安定計画書)に記載されている農地の購入面積、購入価格等は、下表のとおりである。

第4表 (田)

| 区 分     | 件 数 | 購入面積<br>(反) | 同 左<br>(1件平均) | 購入価格<br>(総額) | 同 左<br>(反当) | 借入金額<br>(総額) | 同 左<br>(反当) | 融 資<br>依存率 |
|---------|-----|-------------|---------------|--------------|-------------|--------------|-------------|------------|
| 水 戸 支 庁 | 35  | 62.3        | 1.724         | 4,834        | 76,360      | 3,740        | 60,030      | 77.3       |
| 土 浦 支 庁 | 33  | 60.9        | 1.812         | 4,925        | 80,870      | 4,161        | 68,320      | 84.4       |
| 下 館 支 庁 | 11  | 12.3        | 1.100         | 1,204        | 97,880      | 1,070        | 86,990      | 88.8       |
| 計 (平均)  | 79  | 135.5       | 1.700         | 10,963       | 80,907      | 8,971        | 66,206      | 81.8       |

第4表 (畑)

| 区 分     | 件 数 | 購入面積<br>(反) | 同 左<br>(1件平均) | 購入価格<br>(総額) | 同 左<br>(反当) | 借入金額<br>(総額) | 同 左<br>(反当) | 融 資<br>依存率 |
|---------|-----|-------------|---------------|--------------|-------------|--------------|-------------|------------|
| 水 戸 支 庁 | 35  | 78.8        | 2.215         | 5,346        | 67,840      | 3,876        | 49,180      | 72.5       |
| 土 浦 支 庁 | 12  | 24.8        | 2.018         | 1,620        | 65,320      | 1,380        | 55,640      | 85.1       |
| 下 館 支 庁 | 20  | 27.3        | 1.318         | 2,258        | 93,690      | 1,893        | 69,340      | 83.8       |
| 計 (平均)  | 67  | 130.9       | 1.915         | 9,224        | 70,460      | 7,149        | 54,610      | 77.5       |

(注) 1号資金及び昭和30年中に自作地を購入したために必要を生じた負債整理の6号資金のうち、地目、面積等の明らかなもの全部、1件の申請が田畑にわたるものは関係部分を分離して双方に計上した。

すなわち79人が平均反当 66,206円の融資を利用して 80,907円の水田 1反700を67人が反当 54,610円の融資を受けて 70,460円の畑を 1反915購入したことになる。所要資金に対する借入資金の割合は県平均水田 81.8%畑77.5%となり、一般に県北(水戸支庁管内)は自己資金の調達率が高くなっている。

本資金が、農地価格をつり上げる誘因になっているとすれば、安定計画にあらわれた反当平均購入価格が一般の取引価格に比し相当高価な額を示すはずであると思われたが、第2表郡市別平均農地価格と対象して見てもわかるとおり田、畑、とも高値平均を下まわり普通値に比しては、畑が約7,000円(11.7%)高いのみで水田は約6,000円(8%)安くなっている。このような傾向から見て融資が農地価格をつり上げているという結論をみちびき出すのは困難であろうと考える。